

学校法人会計の特徴と企業会計との比較

学校法人会計の特徴について、株式会社を例にした企業会計と対比させながら、簡単に説明しておきたいと思います。

学校法人の目的は教育研究活動であり、営利を目的とする企業とは基本的に異なります。学生からの学生生徒等納付金、国からの補助金など限定された収入で最善の教育を提供し、社会に還元することを求められており、企業のように利潤を生み出すことは求められていません。また、国庫補助金の交付を受けているため、文部科学大臣の定める学校法人会計基準により、決められた計算書類を作成し、その事実を明瞭に表示することが求められています。企業会計とのおもな違いは以下のとおりです。

	学校法人会計	企業会計
目的	教育・研究活動 非営利 利益獲得を目的とせず公共的	経済活動 営利目的 利益獲得
会計基準	学校法人会計基準※	企業会計原則 企業会計基準等
原則	収支均衡 予算主義	経営成績・収益状態（純利益） おもに決算管理
基本的な財産	基本金（自己所有財産）	資本金（株主出資）
利益(余剰金)の扱い	なし（原則として収支均衡）	株主配当・賞与配当
報告書類 (資金の流入・流出)	資金収支計算書 (活動区分資金収支計算書)	キャッシュ・フロー計算書
(収入・支出の均衡状況)	事業活動収支計算書	損益計算書
(資産・負債等財政状況)	貸借対照表	貸借対照表

※学校法人会計基準の改正について

平成 27 年 4 月に「学校法人会計基準」の一部が改正・施行され、おもに以下の 2 点が変更になりました。

- ① 従来の「消費収支計算書」を「事業活動収支計算書」に変更し、「教育活動収支」と「教育活動外収支」、「特別収支」に分類し集計、これまで収支均衡状況の指標としてきた「帰属収支差額」を「基本金組入前当年度収支差額」としてあらわすようにした。
- ② 資金収支計算書の内容を「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の三区分に分類して集計した「活動区分資金収支計算書」を新たに作成し、活動区分ごとの資金の流れがわかりやすくなった。